

お礼品提供事業者 基本取引約款

約 款

本約款は柏崎ふるさと応縁基金お礼品の提供に関して、柏崎ふるさと応縁基金業務委託先である株式会社カシックス(以下、カシックス)とお礼品提供事業者(以下、事業者)の取引条件を示すものである。2者は本約款に従い、同意のうえ柏崎ふるさと応縁基金お礼品の提供を含む取扱いについて取引を行うものとする。

第 1 条(定義)

お礼品とは事業者が柏崎市に「柏崎ふるさと応縁基金お礼品提案書」(以下、提案書)を提出し、柏崎市が受理した商品・サービスをいう。

事業者とは「柏崎ふるさと応縁基金」応縁事業者募集要項に従い、柏崎市に「応縁事業者」として承認されたお礼品提供事業者をいう。なお、事業者はカシックスと連絡を密にするため、確実に連絡が取れる連絡先などをカシックスに情報提供するものとする。

第 2 条(履行)

事業者は、お礼品の受注、納品、請求等に関する事項について、本約款に定められた方法で行うこととし、お礼品の納期確認や受注、納品等にかかる相互の連絡について、速やかに対応する。

第 3 条(請求・支払)

事業者は、お礼品の代金について納品した月の末日に締め、翌月カシックスの 3 営業日までにカシックスへ請求書を提出する。

カシックスは事業者に対し、お礼品の代金を請求月の翌月末日に口座へ入金する。

第 4 条(届出)

事業者は、次のいずれかに該当するときは、カシックスに電話、FAX、電子メール、書面などにより届け出る。

1. お礼品の内容を変更したいとき及び新たにお礼品を提案したいとき
2. お礼品の発送に遅延が生じたとき
3. お礼品が販売中止または終了となる恐れが生じたとき
4. その他申込み時の内容から変更が生じたとき

第 5 条(報告)

事業者は、次のいずれかに該当する事象が発生したときは、カシックスと協議のうえ、双方で解決にあたるものとし、発生原因や解決までの経緯などを電話、FAX、電子メール、書面などによりカシックスに報告する。

1. 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
2. 商品に関して、寄附者から苦情があった場合
3. その他、双方協議のうえ柏崎市への報告が必要であると合意した事項

第 6 条(権利の譲渡等の制限)

事業者は、事前の書面による承諾を得ることなく、約款に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡、貸与などの行為をすることができない。

第 7 条(機密保持)

- (1) 事業者は、原則として寄附者の個人情報を得ることはできない。
- (2) 寄附者の個人情報が必要になるお礼品の場合は、寄附者の同意を得た上で、カシックスは事業者はその情報を提供できるものとする。
- (3) 万が一情報の漏えいが発覚した場合、及び発生の疑いがある場合には、速やかにカシックスに連絡し、協議のうえその解決にあたる。
- (4) 事業者は本事業を通して知り得た個人情報・機密情報を他に漏えいしたり、ふるさと応援基金以外の目的に使用したりしてはならない。

第 8 条(損害賠償)

お礼品に関して寄附者およびその関係者等もしくはカシックス、事業者双方それぞれに損害を与えた場合には、協議のうえ、その損害の原因元を合意のうえ取り決め、その損害を発生した損害解決にかかる実費分を上限として賠償する。

第 9 条(協議による解決)

本約款に定めがない事項および解釈に疑義が生じた場合は、カシックスと事業者と協議のうえ解決する。

第 10 条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 11 条(制定)

本約款は平成 28 年 11 月 1 日に制定、平成 28 年 11 月 24 日より施行する。

平成 28 年 11 月 24 日

株式会社カシックス